

【連絡事項】**1 令和7年度社会福祉法人・社会福祉施設監査計画（日程）について**

資料6-2のとおり実施する予定です。

正式な監査実施日時については、約1ヶ月前に発出する通知をもって確定させていただきます。

2 施設等における指導監査の結果に係る公表について

社会福祉法人の指導監査結果については、平成28年度から市ホームページ上で公表しているところですが、社会福祉施設の監査結果の公表についても適切な運営の確保の促進になるとともに、指摘事項等の確実かつ適切な是正改善につながるため、毎年度公表することとしております。（保育所及び特定教育・保育施設含む）

●施設名を含め、以下の項目を公表する予定です。

公表項目（予定）

- ①施設名
- ②監査実施年月日
- ③改善を要する事項の内容（文書指摘事項）
- ④改善措置状況

3 社会福祉法人監査事前提出資料の変更・データ化について

(1) 事前提出資料について、令和4年度から、6月の現況報告時に提出いただく資料については監査事前提出資料として再度提出を求めないこととしています。（主に計算書類）

(2) 令和5年度から、福島県、郡山市、いわき市で導入されている「社会福祉法人監査自己点検表」を事前提出資料に加えております。

作成及び提出は『任意』としますが、監査時間の短縮や制度等を再確認いただくことを目的としておりますので、活用をご検討ください。

(3) 事前提出資料は、原則として、データによるものとし、オンライン申請で提出してください。

なお、冊子等でデータ化することが困難な資料については、事前に福祉監査課にご相談ください。

※ 詳しい提出資料・提出方法については、約1ヶ月前に発出する通知に記載させていただきます。

4 会計専門家による支援について（監査の周期の延長）

平成29年4月27日付局長通知（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」）により、税理士、公認会計士等専門家による支援を受けた場合に所轄庁の判断

により次のとおり一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略が可能となりました。

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、積極的に活用をしてください。

なお、これらの支援を受けた場合には、一般監査の周期が3年から4年に延長されます。

- (1) 専門家による支援を受けた法人は、4年に1回まで延長可
- (2) 「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略可
- (3) 延長及び省略を行うかどうかの判断については、当該専門家の活用に関する結果報告書の写しの提出を受けることにより行う。(具体的には、対象となる法人は、毎年、現況報告書の「ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」に記載し、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」を添付書類として提出することになります。)

5 福祉サービス第三者評価事業

社会福祉法第78条第1項の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するものです。

積極的に受審されますようお願いいたします。

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。